	電話番号		
	法人番号（法人の場合）		
保守点検及び維持管理計画（注１６）			□別紙あり
解体等に要する費用（注９）	□　外部積立て（法第１５条の６から第１５条の１０までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。）		複数太陽光発電設備設置事業を営む場合は記載すること
自家消費等計画（注１７）	当該発電設備における発電電力量の見込み	ｋＷｈ/年	第一種複数太陽光発電設備設置事業を営む場合は記載すること
	自家消費等の量の見込み	ｋＷｈ/年	
	自家消費等の用途		
	前年の電力消費量（既設の建物等に発電設備を設置する場合）	ｋＷｈ/年	
	自家消費等の比率	%	

遵守事項（注１８）	事業計画策定ガイドライン及び廃棄等費用積立ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注１９）	□
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	□
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。	□
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	□
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。（注２０）	□
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	□
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□
	認定申請時に建築物の工事が完了していない場合は、運転開始までに検査済証の写し、建物の登記事項証明書及び太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備で複数太陽光発電設備設置事業を営む場合のみ】	□

	書類の種類	書類名	備考
添付書類	①印鑑証明書（注２１）		
	②発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注２１）		
	③土地の取得を証する書類等（注２２）		
	④建物所有者の同意書（屋根設置の太陽光発電設備のみ）（注２３）		
	⑤検査済証の写し（屋根設置太陽光発電設備で複数太陽光発電設備設置事業を営む場合のみ）（注２４）（注２５）		
	⑥建物の登記事項証明書（屋根設置太陽光発電設備で複数太陽光発電設備設置事業を営む場合のみ）（注２４）		
	⑦太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す図面及び写真（屋根設置太陽光発電設備で複数太陽光発電設備設置事業を営む場合のみ）（注２６）		
	⑧構造図（注２１）（注２７）		
	⑨配線図（単線結線図）（注２７）		
	⑩接続の同意を証する書類の写し		
	⑪森林法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注２８）		
	⑫宅地造成及び特定盛土等規制法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注２８）		
	⑬砂防法の処分に係る状況を示す書類（処分が必要な場合）（注２８）		
	⑭地すべり等防止法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注２８）		
	⑮急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注２８）		
	⑯その他１		
	⑰その他２		
	⑱その他３（注２９）		

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。

（注２）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、Ｉ：内閣府沖縄総合事務局

（注３）　申請者と同じ場合は、「申請者と同じ」と記載することでも良い。

（注４）　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある事業者であって、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない場合には、「課税事業者に該当する」の方にチェックをすること。その上で、「課税事業者に該当する」場合には、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）としての登録を受けた事業者に該当することを確認の上、チェックをすること。

（注５）　法人番号がある場合には法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）である場合にはその登録番号を記載すること。その際、法人番号については、国税庁から指定・通知される１３桁の法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録番号については、「Ｔ」（ローマ字）を除いた１３桁の数字を記載すること。

（注６）　再生可能エネルギー発電事業に係る業務を執行する社員（会社法第５９１条に規定する「業務を執行する社員」のことであり、いわゆる従業員とは異なる。）、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し当該業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。該当する者がいない場合は「なし」と記載すること。なお、項目欄が不足する場合、項目欄分は申請書に記載した上で、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。

（注７）　発電設備の出力は、当該申請に係る設備の定格発電出力を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記